

# 平成20年度 事業計画書

自 平成20年4月 1日

至 平成21年3月31日

下線\_\_\_\_\_は名称変更及び新規である

本協会は、乗用馬の導入、乗馬施設の整備、乗馬指導者の養成・資格認定、乗馬普及組織の育成等を行い、広く乗馬の健全な普及に資することを目的として、平成20年度においては、関係機関の協力を得て、事業運営の適正かつ効率的な執行を図り、乗馬普及を推進するため、次の事業を行う。

## 1. 乗馬施設・乗用馬・乗馬指導者等登録事業

乗馬施設、乗用馬、指導者を的確に把握するための登録を行う。また、加入乗馬クラブを更に増加するよう各地区乗馬倶楽部振興会に働きかけを行う。

## 2. 乗馬普及事業

乗馬の健全な発展と乗馬人口の底辺拡大を図るため、規程に基づき次の補助金の交付、利子の補給及び乗馬施設等の再貸付を行う。

### (1) 乗用馬保健衛生推進事業

交付対象者が、乗馬普及を目的として登録している乗用馬であって、軽種馬防疫協議会が指定する種類の予防ワクチンのうち2種類以上の予防ワクチンを所定のワクチンプログラムに基づいて接種された乗用馬に補助金を交付する。

### (2) 大衆と馬とのふれあいタイム推進事業

地域の児童から高齢者に至るまでを対象に馬とのふれあいタイムを増加させ、馬の持つ魅力や大衆の余暇活動をサポートすることで、青少年の健全育成や高齢者の福祉、地域振興事業等公益目的事業と認められる事業について協力・主催した場合に補助金を交付する。

### (3) 在来馬乗用化推進事業

国内に保存されている在来馬を有効活用し、多様な用途に適応させるため、調教事業を実施した者に対し、補助金を交付すると共に、在来馬保存会会員等に対し初期順致に関する実技研修を実施する。

### (4) 乗馬施設費利子補給

交付対象者が、借入金で新規に乗馬施設の整備を行う場合、借入金に対する利子の一部を

補給する。ただし、20年度より当分の間、継続施設のみに補給する。

(5) 乗馬施設再貸付

再貸付対象者が、乗馬普及に必要な乗馬施設等を備える場合、(財)畜産近代化リース協会からこれらの乗馬施設等を借り受け再貸付する。

(6) 乗馬普及のための調査活動

今年度は国内における障害者乗馬の活動状況を把握すると共に、将来的に障害者乗馬の普及にどのように貢献出来るのか等について調査する。

3. 乗馬指導者の養成・研修事業

(1) 乗馬指導者養成講習会

乗馬指導者資格初級を取得しようとする者及び乗馬指導者資格中級・上級を目指す乗馬指導者を対象に、養成講習会を開催する。

また、加入乗馬クラブ等に所属する乗馬指導者の乗馬技術及び調教技術の向上を図るため、地区振興会等を単位として巡回指導を行う。

(2) 審査委員研修

乗馬指導者資格審査委員を対象として、実技試験の審査眼の統一及び面接試験のテクニックの向上並びに学科試験問題の内容の検討を行うため実務研修を行う。

また、乗馬指導者資格認定試験の際に記録された採点表に基づき、各地区の実技試験・面接担当責任者による合否判定会議を行う。

4. 会員団体育成事業

会員団体がさらに主体性を持って乗馬普及活動を推進、併せて加入乗馬クラブ等の経営、乗馬施設、乗馬環境等の改善ができるよう指導し、必要に応じて個々の団体等と協議する。併せて、乗馬クラブ経営者及び経営責任者との情報交換の場及び経営改善につながる機会を提供する場として、乗馬団体運営推進検討会を開催する。

会員団体には、本協会あるいは加入乗馬クラブ等との連絡事務経費等の一部を補助する。

5. 乗馬普及宣伝事業

乗馬普及宣伝活動

乗馬の健全な普及を図るため、乗馬が庶民的なもので、しかも安全で快適なものであること、その他乗馬に関する情報等をインターネットのホームページに掲載する。

また、地区で実施する普及乗馬大会や試乗会等を地区のミニコミ誌や新聞広告で積極的に

広報するほか、日本中央競馬会や関係団体が発行する機関誌等にPR記事を掲載依頼する。  
一方、公益法人としての本協会の事業内容も一般にPRする。

## 6. 乗馬指導者資格等認定事業

### (1) 乗馬指導者資格認定試験

全国の一定地域において、初級及び中級・上級に分けて乗馬指導者資格認定試験を行う。

### (2) 乗馬技能認定審査

加入乗馬クラブの所属会員等の乗馬技術の向上意欲を図るため乗馬技能認定審査を行い、技能認定1・2級合格者のうち(社)日本馬術連盟の定める騎乗者資格の取得を希望する者については、資格移行の手続きを行う。

### (3) ポニーライダー技能認定登録

乗馬普及活動の中でも底辺拡大策の一環として児童から中学生までの子供達を対象に馬とのふれあい活動において目標を持った者が一定期間乗馬を継続できるよう誘導することを目的としてポニーライダー技能認定を実施する。

合格者には各級別に本協会が作成するオリジナルバッジを交付する。

## 7. 乗馬普及大会事業

### (1) 普及乗馬大会

地域における乗馬普及活動の一環として、地区乗馬倶楽部振興会等が実施する乗馬大会に補助金を交付する。

### (2) 乗馬指導者競技会

乗馬指導者の技術向上を図ることを目的に、全国大会及び各活動地域の競技会を実施し、積極的な参加を求める。

また、調教技術向上のため、内国産乗用馬及び乗用馬に転用された競走馬の出場を奨励する。

## 8. 優良乗馬施設認定事業

利用者の安全や周辺環境に配慮した優良乗馬施設を認定するため、申請に基づき現地調査及び認定委員会を開催する。

## 9. 家畜生産技術向上等特別対策事業(馬生産技術向上推進事業)

(財)全国競馬・畜産振興会からの助成事業により次の事業を実施する。

(1) 馬生産技術向上推進委員会開催

内国産乗用馬の生産団体が所在する地域において、乗用馬生産団体構成員、乗馬クラブ代表者、学識経験者等からなる馬生産技術向上推進委員会を開催し、新たな用途に応じた馬の育成技術に関する検討を行う。

(2) 育成技術向上研修会の開催

生産現場における育成・調教技術の向上を図るため、地域の指導的生産者を対象に用途に応じた馬のモデル育成と連携した育成技術向上のための研修会を開催する。

(3) 多様な用途に応じた国産馬のモデル育成の実施

多様な用途に応じた国産馬の供給体制を確立するため、用途に応じた馬のモデル育成を実施するとともに、育成技術の普及・向上を図る。